

申請手数料

- 手数料は、調停又は仲裁を求める事項の価額によって算定します。
 - ・ 損害賠償を求める場合は、その請求額が、「調停又は仲裁を求める事項の価額」となります。
 - ・ 価額を算定することができない場合、その価額を500万円とします。
 - ・ 手数料は、申請書に手数料の金額に相当する岡山県収入証紙を貼って納めてください。

- 手数料の額は、1件につき、次の表のとおりです。

区分	調停又は仲裁を求める事項の価額	手数料の額
調停の申請	百万円まで	1000円
	百万円を超え1千万円までの部分	価額(1万円単位)×7円
	1千万円を超え1億円までの部分	価額(1万円単位)×6円
	1億円を超える部分	価額(1万円単位)×5円
仲裁の申請	百万円まで	2000円
	百万円を超え1千万円までの部分	価額(1万円単位)×20円
	1千万円を超え1億円までの部分	価額(1万円単位)×15円
	1億円を超える部分	価額(1万円単位)×10円

※ 例えば、調停を求める事項の価額を500万円とした場合、手数料の額は3800円となります。

《計算式》

$$1000円 + (500 - 100) \times 7円 = 3800円$$